

## 2015年安保闘争について——その意味と課題（覚書）

2015・9・25 白川真澄

2015年夏、集団的自衛権行使を可能にする安保関連法案（戦争法案）に反対する巨大なたたかいが、列島各地で出現した。8.30の12万人をはじめ数万人の人びとが連日のように国会前を埋め尽くし包囲した。なかでも、政治的無関心の代名詞とされてきた若者が立ち上がり、行動を起こしたことは、重要な意味をもつ。60年安保闘争、70年安保闘争（ベトナム反戦・反安保）以来45年ぶりに、大規模な反安保闘争が蘇ったのである。

その新しい特徴と歴史的な意味は何か、今後の課題は何か。以下は、私自身の考えをまとめていく作業のための覚書である。

### 1 2015年安保闘争は、敗北したのか。

(1) 巨大なエネルギーを発揮した安保闘争は、しかし、安保法案の成立を阻止することができなかった。また60年安保闘争では条約成立を許したとはいえ岸政権を倒したが、2015年安保闘争は、安倍政権を打倒するまでに至っていない。

安保法案の強行によって内閣支持率は下がったが、下がり方は緩やかで、不支持と支持の差ははまだ10%程度である。安倍が頼りにする内閣支持率からすると、短期間のうちに安倍を退陣に追い込むことは難しいだろう。

※朝日新聞9月19～20日 不支持45%（8月22～23日から4%上昇）、支持35%（3%低下）

読売新聞 同 不支持51%（8月15～16日から6%上昇）、支持45%（4%低下）

共同通信 同 不支持50%（8月から4%上昇）、支持39%（4%低下）

(2) 法案の成立を阻めず、政権の打倒にも至らなかったという点では、闘争は敗北した。大衆行動のエネルギーは、その後も抗議行動が継続しているとはいえ、いったん鎮静化せざるをえない。運動参加者のなかで、法案を阻めなかったことへの失望から敗北感・無力感・徒労感も生じるだろう。

(3) しかし、巨大な行動として現われた怒りとエネルギーは、人びとの内部に消しがたい経験・記憶・意識として蓄積される。それは、何らかの政治的出来事（政権による集団的自衛権の実際の行使など）をきっかけに再噴出する期を窺うにちがいない。歴史的な射程で見れば、この闘争はまちがいでなく、多くの人びと、とくに若者を政治的な無関心や無力感のまどろみから目覚めさせ、新しい活力を蘇らせた。「主権者」（意思表示や決定権行使の主体）として行動した多くの人びとの確信や誇りや新しい経験は、貴重な共有財産として保持される。

### 2 たたかいのエネルギーはどこから生まれたのか——安倍政権による平和主義、民主主義、立憲主義の破壊への強い危機意識の喚起

(1) このたたかいのエネルギーは、安倍政権が平和主義（憲法9条）・民主主義・立憲主義の3つを一挙に破壊しようとする事への危機感から生まれたと言える。人びとの立ち上がりと抵抗の基準となったのは、この3つである。この3つは、思想的には目新しいものではないが、安倍政権の暴走という政治状況が蘇らせ、新しい意味を付与した。

(2) 反対運動のバネになったのは、まず安保法制それ自体への不安と危機感である。世界

のどこでも米軍の戦争に参加することに道を開くことが、国会論戦や反対運動を通じて（政府が説明すればするほど）浮き彫りにされた。安保法制が平和主義（戦後 70 年自ら戦争することのない国家であった）を脅かすことへの不安と危機意識が高まった。

(2) それ以上に、民主主義が破壊されつつある現実への危機感が運動の大きなバネになった。マスメディアの疑問や野党の質問にまともに答えようとしない態度、国民の支持や理解が得られなくても法案を通すという首相発言、民意（世論調査では 6 割近くが反対）に反する国会内の「多数の力」の横暴。これは民主主義の危機（政権の独裁、代議制民主主義の機能不全）を肌で感じさせ、多くの人びとを「黙ってられない！」と行動に駆り立てた。意思表示の直接行動が民主主義であり、民主主義を自らの手に取り戻すことであった。そこには、世界的なデモや占拠の行動との同時代性が働いている。

\* 「民主主義って何だ？」という問いかけのコールに、「これだ」と応答する風景は、その象徴である。「勝手に決めんな！」のコールも、自分たちの将来に関わる事柄を権力者が決めることに異議を申立て、決定権を取り戻そうとする意思の表現である。

\* 『『民主か独裁か』』というところまで、この社会は迫られている」（奥田愛基インタビュー、『現代思想』10 月臨時増刊号、P51）。「民主か独裁か」は、60 年安保闘争における岸政権打倒のエネルギーのバネになったものだが、安倍政治がこれに再びリアリティを与えたことは間違いない。

(3) 人びとを行動に立ち上がらせた危機感のなかで、強く働いていたのが立憲主義を脅かす政府への強い不信感である。憲法をめぐる戦後の攻防の中心は、平和主義であって、立憲主義が問題にされることはなかった。安倍政権の再登場による改憲攻撃（96 条の先行改憲論）に対して、「立憲主義の擁護」という大きな抵抗が起こり、この概念は社会的に定着しはじめた。今回の闘争のなかで、“規範としての憲法”という意識が若者を含む人びとのなかで予想以上に強く根づいていることが立証された。

\* 反対運動の「潮目が変わる」きっかけとされたのは、憲法審査会での 3 人の憲法学者の「安保法案は違憲」発言であった。憲法違反の烙印を押されたことによって、法案はその正統性を人びとの目前で剥ぎ取られた。

\* 人びとのなかには、政権運営や法律の制定はルールに従って行われるべきもので、そのルール=規範は憲法である、という意識が強く働いている。この規範である憲法の解釈を政府が勝手に変えたり、憲法に反する法案を通すことはおかしいというコンセンサスが形成されてきた。立憲主義が戦後初めて広範な人びとのなかに定着したと言える。これは、重要な変化と成果である。改憲論を含めて立憲主義が抵抗のバネになったことによって、安倍の明文改憲の策動はひじょうに困難になった。

(4) 小熊英二は、若者たちが立ち上がったのは、『『平和』な日常が崩れていく不安』からだ」と分析している。

\* 「そこ（『68 年』）には、安定した『日常』からの脱却と、非日常としての『革命』を夢見る志向があった。当然だがそうした運動は、安定を望む多数派には広がらなかった。だが、『15 年』は違う。……生活と未来への不安が増している。そこでの『日常』は、崩れつつある壊れやすいものであり、脱却すべき退屈なものではない。「国会前の若者たちは、……『平和』な『日常』が崩れていく不安を抱き、それに対して何もしてくれないばかりか、耳も貸そうとしない政権に、『勝手に決めんな』『民主主義って何だ』と怒りと悲嘆の声を上げているのだ」、「『戦争反対』『憲法守れ』は、『『平和』と『日常』

を壊すな』という心情の表現だ」（『日常が崩れゆく危機感 国会前を埋めるもの』、朝日新聞 15 年 9 月 8 日夕刊）。

\*いかにも小熊らしい明快で図式的な説明だが、単純化されすぎている。現在の若者の「日常」は、「小さな幸せ」（経済成長や革命を望まず、小さな範囲の仲間や家族のつながりに幸せを感じる）と「不安」（生活の基盤や将来に不安を感じる）とが微妙なバランスを保っている、と言える。これは、「今より明日が良くなるらない」から現在の生活に満足するという生活満足度の際立った高さ、現在の生活の基盤が雇用であれ社会保障であれも脆くて、いつ崩れるかもしれないという不安の大きさという矛盾した意識の背中合わせの同居ということに見出される。

※生活満足度は、20 歳代男性で 78.0%、女性で 80.1%と、30～40 歳のそれよりも 10%ほど高い。また、1970 年の 20 歳代の 52%と比べると、いちじるしく高くなっている。同時に、「日頃の生活の中で、悩みや不安を感じている」人は、20 歳代で 62.6%にも達し、1980 年代のバブル時代の 40%と比べると急激に上昇している（内閣府「国民生活に関する世論調査」、2014 年）。

\*「小さな幸せ」と「不安」との微妙なバランスと共存は、何かの出来事によって「不安」がリアルな姿で可視化されると、崩れる。戦争する国家の姿を浮かび上がらせた安保法案と安倍政権の独裁的な権力行使は、若者が漠然と感じている不安に形を与えた。大きくなった不安は危機感となり、「小さな幸せ」だけに閉じこもる枠を超える意識と行動を呼び起こしたのである。その意味で、小熊のいう「平和な日常が崩れていく不安」が若者を行動に駆り立てたという分析は、間違っていない。

\*しかし、大事なことは、「小さな幸せ」という「平和な日常」を脅かす不安は、若者を「日常」に閉じこもらせず、「日常」の外へと動かしたということである。「平和な日常」は、政治への無力感や無関心でもある。リスクを恐れながらも「黙ってはいられない」、「何かをしたい」という衝動は、新しく湧き起った力であり、「非日常」への跳躍の動力である。初めてデモに参加する——それはたった 1 日だけでも、人にとっては「非日常」の世界に踏み出す貴重な行為であり、経験なのである。小熊は、「日常」と「非日常」の固定した二分法でしか若者の行動を捉えられないのである。

### 3 たたかいの主体の特徴

- (1) 60 年安保闘争は、総評（労働組合）、社会党、共産党、全学連（学生自治会）、原水協などの組織的回路を通じて、人びとが立ち上がった（組織「動員」という枠を超えた自発的な立ち上がりがあった）。70 年安保闘争は、大小さまざまな新左翼党派と無党派グループおよび市民運動（ベ平連）の回路を通じて、人びとが行動した。どの組織にも属さない人びとが「市民運動」の回路を通じて立ち上がり自己表現したことが新しい特徴となった。ここでは、戦後の「平和と民主主義」を乗り越えるという政治意識が共有されていた。
- (2) 15 年安保闘争では、3・11 以降の脱原発をはじめさまざまな課題（特定秘密保護法反対など）を担ってきた地域の運動体やグループ、「9 条の会」（全国 7000）など、地域の小さな運動体やグループが、人びとを行動に立ち上がらせる誘導路となった（連合など大きな全国組織は、姿を現わさなかった）。「個人」としての市民というアイデンティティが際立っていた、と言える。

- (3) 地域の小さな運動体が多くの人びとを立ち上がらせることができたのは、3・11以降の脱原発の直接行動（12年夏の官邸前行動）や13年12月の特定秘密保護法反対の行動を通じて、人びとが学習し宣伝し行動する経験やノウハウを蓄積してきたからである。このトレーニングを積んだこと（予行演習）が、安保闘争の高揚を可能にした。
- (4) 同時に、安保法案反対闘争の過程そのもので新しい運動体が続々と誕生し（6月以降）、それらがこれまでデモにも参加しなかったような人びとを引きつけ、運動を飛躍的に拡大させた。若い世代を動かしたSEALDsはその代表的なものだが、全国30都道府府につくられた「ママの会」、全国の大学で次々に結成された「〇〇大学有志の会」（「自由と平和のための京大有志の会」など）、「学者の会」などである。これらは、中高年世代を中心にした反安保・反改憲闘争の限界を突破し、若い世代に運動が一気に広がる媒体となった。
- (5) これまでの反政府行動では発言しなかった人びと、法曹界の人びと（元内閣法制局長官、元最高裁の判事や長官）、芸能界の人びと（山田洋二、石田純一など）が立ち上がり、発言した。
- (6) 渡辺 治は、「運動団体間の共同の実現」を闘争の急激な高揚の第1の要因として挙げている（『現代思想』10月臨時増刊号、p98）。5月以降の運動では、「総がかり行動実行委員会」という形で、共産党系、社民党系の団体、いくつかの政治党派を含むさまざまな運動潮流が「総がかり行動」に合流し、事実上の共闘が成立した。この異なる系列の団体間共闘の実現は、不必要な競合や主導権争いをなくして、人びとのエネルギーと行動にまとまりと持続性を与える上で効果的であった。
- (7) 反対運動は、合法的なデモや抗議行動の枠内で行われた。ときに権力による規制・誘導とぶつかる場面もあったが、全体として「おとなしい」行動に終始した。海外の運動に特徴的な非合法の占拠（道路への長時間の座り込み）や国会突入といった行動は、生まれず、「物足りなさ」も感じられた。ただし、権力との衝突という行動が運動にどのような作用を引き起こすか（共鳴する人びとを飛躍的に増やすか、運動の内部に亀裂や統制を生み出すか）は、簡単には言えない。

#### 4 運動から制度圏への展開のための課題

- (1) 法案の成立を前後して、反対運動のなかから、安保法案に賛成した議員の落選運動を起こそうという提起がされている（もう1つの提起は、違憲訴訟の運動である）。この提起は、運動を持続させて参院選でのたたかいにつなげる、つまり直接行動のパワーを制度圏でのたたかいに発展させよう、というものである。この問題意識は、実に真つ当である。しかし、運動から制度圏への展開には大きな困難が立ちはだかることを直視する必要がある。
- (2) 60年安保闘争の半年後の総選挙（60年11月）で、自民党は296議席（前回より9議席増）を獲得して圧勝し、対抗する社会党は145議席（21議席減）、共産党は3議席（2議席増）にとどまった。大高揚した闘争のエネルギーは、岸退陣と池田政権の経済重視路

線への転換もあって、議会で反安保勢力を増やすことに成功しなかった。

\*70年安保闘争後の参院選（翌71年6月）では、自民党は63議席（前回より6議席減）、社会党は39議席（11議席増）、共産党は6議席（2議席増）と、自民党の後退と社共の前進が見られたが、議会内の力関係を大きく変えるには至らなかった。

\*反対運動の高揚を選挙につなげたのは、1992年のPKO法反対運動の盛り上がり（6月）を基盤にして、直後の参院選東京選挙区で市民運動と社会党内護憲派が組んで独自候補（内田雅敏）を擁立し善戦した選挙戦である。

\*韓国では、「参与連帯」が落選運動を展開し、威力を発揮した経験がある。2000年の国政選挙では、腐敗などを基準に候補者の落選リスト86人を公表し、うち59人が落選した。

(3) 単一の争点をめぐる大衆的直接行動の高揚が国政選挙に影響力を及ぼし、政権与党を敗北させること（運動から制度圏政治への展開）は、大きな壁に直面する。それは、国政選挙では政権与党が政治的争点（アジェンダ）の設定の主導権を握ることである。

\*安倍政権は、安保法成立から参院選にかけて再び「経済」（「強い経済」）を前面に出そうとしている。それに対して、1年後の参院選で、安保法（反対が6割を占める）の是非を主要な争点にすることは、容易ではない。

\*さらに、安保法に賛成した候補者に「投票するな」というネガティブな行動は、支持する候補者への投票行動よりも難しく、広がりを得られない可能性がある。

\*ギリシャのように、「緊縮反対」の大衆行動が緊縮政策の是非を争点とする国政選挙でシリザスの勝利（2015年1月）につながるケースもある。

(4) 国政選挙では争点設定の困難がつきまとうとはいえ、大衆行動のエネルギーと成果を国政選挙に反映させ、自公政権を敗北させねばならない。その鍵は、安倍政権への強い不信と不安を2016年参院選まで持続させ、拡大し続けることである。安倍政権（安倍政治）への不信と不安こそ、15年夏の闘争を通じて人びとのなかに広がり定着したものである。これは、安保法そのものへの反対や不安という次元を超えて形成されたものである。

(5) したがって、この不信と不安を持続させることができれば、参院選の争点が安倍政権の存続の是非になり、参院選を安倍政権への不信任投票の場にかえることは可能である。それは、リベラル・左翼勢力の連合や共闘（「リベラル結集」）を実現し、選挙協力によって自公両党を敗北させるという形をとる。すなわち、民主党、生活の党、社民党、共産党、その他の党派が連合し、選挙区を中心にした選挙協力で共同候補を当選させ、自公の議席を奪う。それは、安倍政権と自公両党への不信任を表現できる投票の受け皿をつくることになる。

(6) 共産党は、選挙協力を拒否してきた従来の姿勢を転換し、「戦争法廃止の国民連合政府」をつくるという1点での選挙協力を呼びかけた。これは、リベラル・左翼連合の実現に向けて、これまでの大きな障碍（全選挙区で独自候補を立てる共産党のセクト主義）が除去されることを意味する。この態度転換と提唱を評価し、積極的に活かす必要がある。

\*「私たちは、これまで、国政選挙で野党間の選挙協力を行うためには、……国政上の基本問題での一致が必要となるという知度をとってきました」。しかし、「『戦争法廃止の国民連合政府』をつくるという国民的な大義で一致するすべての野党が、来るべき国政選挙で選挙協力を行うことを心から呼びかけます」（志位和夫、9月19日）。

(7) とはいえ、リベラル・左翼勢力の選挙協力の目標を「戦争法廃止の国民連合政府」の

形成という目標に設定することは、有効であろうか。暫定的（「戦争法廃止という任務を実現した時点で、その先の日本の進路については、解散・総選挙をおこない、国民の審判をふまえて選択すべきだ」とはいえ、「国民連合政府」という形で政権構想を提示する以上、アベノミクスに代わる経済政策や辺野古基地新設への態度などが避けがたく突っ込まれる。

- (8) 政権構想は棚上げして、政策的な共同目標で選挙協力を推進するほうが、政治的には有効であろう。「安保法の廃止」あるいは「安保法の廃止、特定秘密保護法の廃止、原発再稼働の中止」という政策（民意に反する政策の撤回）および「平和主義、民主主義、立憲主義」の回復という理念を掲げて協力し、「安倍政権の退陣」をめざすという共同目標を設定する。

## 5 安倍政権を倒すための持続的なたたかい

- (1) 私たちの課題は、夏の闘争の高揚を通じて定着し広がった安倍政権への不信と不安（平和主義・民主主義・立憲主義の破壊者）を持続させ、さらに拡大することである。そして、この不信と不安を内閣支持率の急激な低落に至らせると同時に、選挙協力したりベラル・左翼の共同候補への投票につなげることである。

- (2) 安倍政権への不信と不安を拡大する上で必要不可欠な課題は、アベノミクスへのあらためての批判を組織し、アベノミクスの幻想を剥落させることである。安倍は「アベノミクスの第2ステージ」を呼号するが、企業収益の激増と対称的に実体経済の足踏みが続いている。内閣支持率を支えてきた最大の要因は、アベノミクスへの期待と幻想であったが、その期待と幻想は日に日に萎みつつある。

- (3) 株高と円安の下での格差（とくに資産格差）拡大と生活の苦しさを言説と運動の両面からシャープに批判し、アベノミクスに対する短期的および中長期的なオルタナティブを対置する必要がある。

\*2017年4月の消費税率の再引き上げと逆進性緩和措置が、大きな争点になる。

\*経済成長頼み（「経済再生なくして財政再建なし」）の財政再建方針の破綻は必定であり、社会保障費の5千億円削減（介護サービスの自己負担の増大など）が押しつけられ、年金給付年齢の引き上げが浮上する。

- (4) 安倍政権への支持、とくに安保法制への支持の根拠となっているもう1つは、「中国の脅威」という言説である。この言説を覆すための論戦と提案が、「領有権争いの棚上げと周辺海域の共同管理・資源の保全」、「東北アジアの非核地帯構想」、「東アジア共同体の形成」といった内容で積極的に展開される必要がある。